

大阪市告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月6日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和8年2月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種類	場所
自動二輪車 (スズキ 黒色)	都島区東野田町5丁目9番先

（建設局総務部管理課）